

岩手県告示第397号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
宮古市	当該市町村で定める場所	平成21年6月15日（午後）から同月19日まで並びに同月22日（午後）及び同月23日（午前）
遠野市	〃	平成21年6月29日（午後）から同年7月3日（午前）まで
山田町	〃	平成21年7月6日（午後）から同月8日まで
川井村	〃	平成21年7月9日
八幡平市	〃	平成21年7月13日から同月16日まで
岩手町	〃	平成21年7月22日及び同月23日
岩泉町	〃	平成21年7月27日（午後）から同月29日（午前）まで
滝沢村	〃	平成21年7月30日及び同月31日
洋野町	〃	平成21年8月3日（午後）から同月5日まで
軽米町	〃	平成21年8月6日
二戸市	〃	平成21年8月18日（午後）から同月21日まで
久慈市	〃	平成21年8月24日（午後）から同月28日（午前）まで
九戸村	〃	平成21年9月8日（午後）及び同月9日（午前）
葛巻町	〃	平成21年9月9日（午後）及び同月10日
雫石町	〃	平成21年9月15日
矢巾町	〃	平成21年9月16日
紫波町	〃	平成21年9月28日及び同月29日
田野畑村	〃	平成21年10月20日（午後）及び同月21日（午前）
普代村	〃	平成21年10月21日（午後）
野田村	〃	平成21年10月22日
一戸町	〃	平成21年10月27日（午後）から同月29日（午前）まで
釜石市	〃	平成21年11月12日（午前）

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人計量計測技術センター